

競技規則

西日本スノーボード技術選手権大会 競技規則

- 1 競技者は種目別スタート地点に集合し、スタート審判のコールを受け応答しなければならない。大会運営上、20人～30人集合しだい随時コールを開始する。
- 2 競技者は前者の出発後、直ちにスタート地点に移動し、出発のための準備をしなければならない。
- 3 競技者はスタート審判の合図により出発しなければならない。スタート合図はフラッグ、またはランシーバーを利用する。
直ちに出发しない場合は該当種目を棄権とする。
- 4 競技コースの終点には停止ゾーンを設ける。ゾーンは4本のポールにより設定し、その区切りは色インク等により明示する。
- 5 競技は示された停止ゾーン内で安全のために停止するものとする。
- 6 競技中止について。大転倒等で中止するときは×印で連絡する。
- 7 ヘルメットは安全上必ず着用する。
- 8 競技種目が必要とする斜面については、その条件を満たせる設定を行う。
- 9 競技各種目は、設定された条件や状況に適合した回転弧、スピードで行う。
- 10 審判は3審3採用によって行う。
- 11 競技斜面のインスペクション・整備については競技本部の指示に従い行う。
選手のみとする。ビブを着用の事。
- 12 抗議は、当該選手本人とし、ゴール後ただちに審判長に申し出ること。
- 13 競技会場の積雪状況により競技コート・種目変更の可能性も有り得る。